

「(仮称) 第 5 次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称) 第 5 期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・「(仮称) 第 1 期宇都宮市障がい児福祉計画」の策定体制等について

1 策定の目的

- ・ 本市においては、平成 26 年 3 月に地域生活支援や就労などの日中活動、障がいへの理解促進や地域の支援体制の充実を推進する「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところである。
- ・ このような中、障がいの重度化やその家族の高齢化への対応、障がい者を含む全ての地域住民と行政等の協働による包括的支援体制を構築する地域共生社会の実現など、障がい者を取り巻く様々な課題解決への取り組みが求められている。
- ・ 国においては、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行された。また、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実や、児童発達支援、医療的ケアなどの障がい児支援の拡充を図ることを目的として、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が一部改正され、平成 30 年 4 月より施行予定となっている。(今回の児童福祉法の改正により、障がい児計画の策定が義務付けられた。)
- ・ こうしたことから、近年の社会状況や法施行等を踏まえ、障がい者が本市で安心して、生涯にわたり自分らしく生き生きと自立して充実した生活を送ることができるよう、新たに「第 5 次プラン」を策定するとともに、身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第 5 期サービス計画」及び「第 1 期障がい児計画」を一体的に策定し、本市の社会資源を活用しながら、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりに取り組む。

2 計画の位置付け等

第 5 次プラン

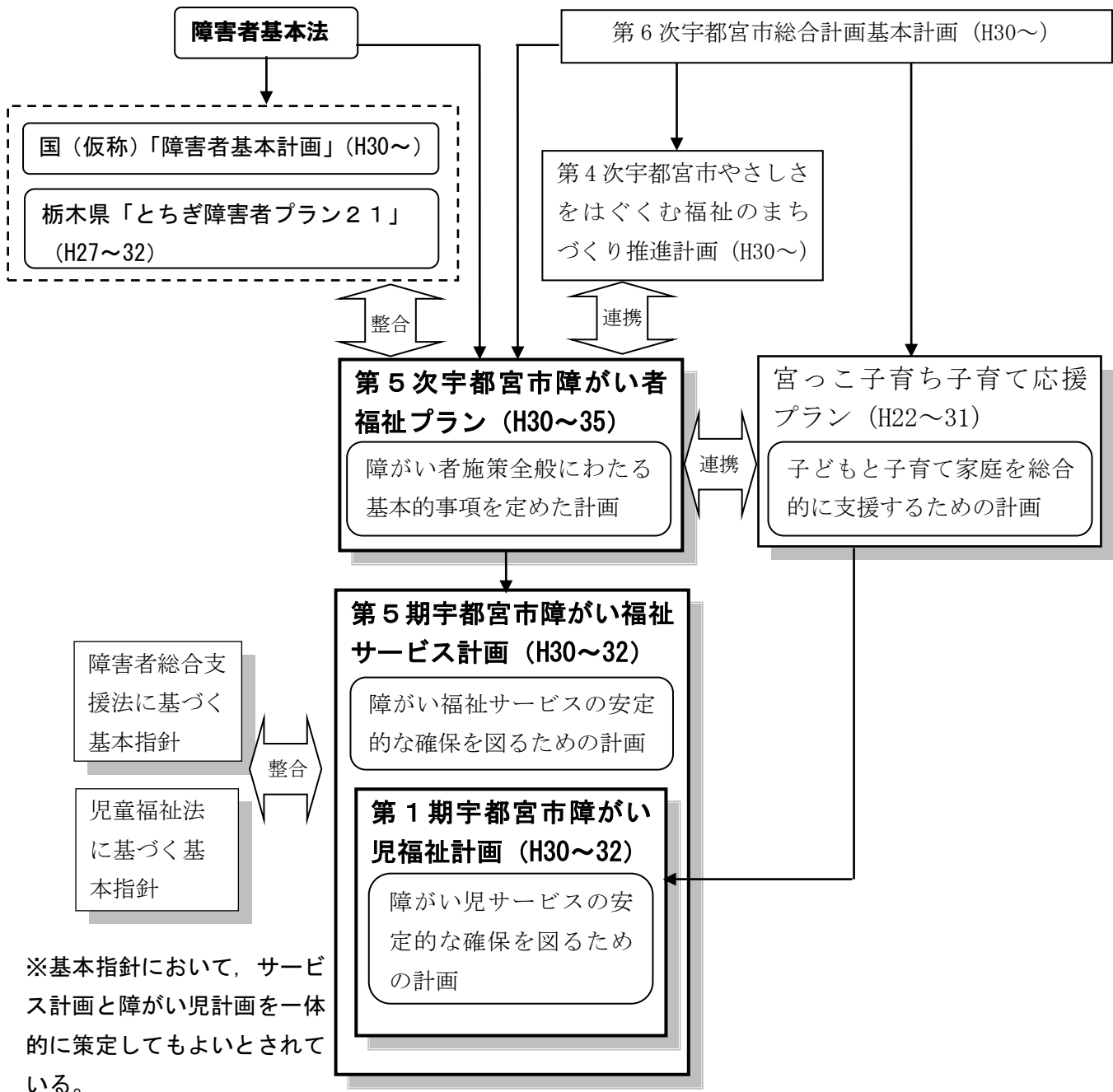
- ・ 障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画
- ・ (仮称) 第 6 次宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画で、市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るための計画

第 5 期サービス計画

- ・ 障害者総合支援法第 88 条に定める市町村障害福祉計画
- ・ 第 5 次プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

第 1 期障がい児計画

- ・ 児童福祉法第 33 条の 19 に定める市町村障害児福祉計画
- ・ 第 5 次プランに掲げる障がい児サービス等の実施計画



※基本指針において、サービス計画と障がい児計画を一体的に策定してもよいとされている。

3 計画期間

第5次プラン

平成30年度～平成35年度（6年間）

第5期サービス計画・第1期障がい児計画

平成30年度～平成32年度（3年間）

（プランは各市町の任意、計画・障がい児計画は3年と法定化されている。）

→ 現行プランは、第5次宇都宮市総合計画基本計画及び第3次やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画と計画期間の整合を図るとともに、プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画である「宇都宮市障がい福祉サービス計画」と計画の改定サイクルを合わせるため、平成26～29年度の4年としていた。今後、「宇都宮市障がい福祉サービス計画」の改定サイクルに準じ、計画期間を6年とし、基本的事項を定めたプランのうち、障がい福祉サービス等の見込量を定める実施計画がサービス計画となるよう整合性を図り、プランについて必要に応じて中間時に見直すこととする。

【関連計画の計画期間と改定サイクル】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
国のプラン	□ □ → (H15~24) 10年間				← (H25~29) 5年間					□ □ → (H30~)						
県のプラン	← (H21~26) 6年間						← (H27~32) 6年間						□ □ → (H33~)			
市プラン	← 3次 (5年間)				← 4次 (4年間)				← 5次 (6年間)							
市サービス計画	← 2期 (3年間)		← 3期 (3年間)			← 4期 (3年間)			← 5期 (3年間)			← 6期 (3年間)				
障がい児計画	(市サービス計画に障がい児の事業が一部盛り込まれていた)									← 1期 (3年間)			← 2期 (3年間)			

4 検討内容

第5次プラン

(1) 現状と課題

- ・ 現行プランの評価を踏まえた、本市の特性及び現状・課題の整理
- ・ 障がい福祉手帳所持者等へのアンケート調査によるニーズ把握及び宇都宮市障がい者自立支援協議会等との協議における課題整理

(2) 基本理念・目標

- ・ 法改正等を踏まえながら、現行プランの基本理念「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」, 基本目標の見直し等

(3) 施策・事業

- ・ 障がい者の地域生活支援, 社会的自立促進のための施策・事業
- ・ 本市の課題解決に向けて取り組む施策・事業
- ・ 法制度の変化に対応するための施策・事業

第5期サービス計画・第1期障がい児計画

(1) 現行計画の評価と課題の抽出

- ・ 現行計画の実績評価, 検証
- ・ 障がい福祉サービス利用者及び事業者等へのアンケート調査によるニーズ把握及び宇都宮市障がい者自立支援協議会等との協議における課題整理
- ・ 障がい児については, 国の指針に基づいた現状分析及び課題の整理

(2) 目標値の設定

- ・ 国の基本指針に基づき目標値を設定
⇒以下大きく5つの数値目標を盛り込むことを提示

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

(3) サービス見込量の推計及び確保策

- ・ 障がい福祉サービス，障がい児通所支援，相談支援等の見込量の推計及び確保策

5 策定体制

- ・ 別紙1のとおり

6 市民意向の反映方法

- ・ 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において公募委員を選任（2名程度）
- ・ 障がい者自立支援協議会，宇都宮市発達支援ネットワーク会議，子ども子育て会議での意見聴取
- ・ 障がい福祉手帳所持者，障がい福祉サービス利用者・事業者向けアンケート調査の実施
- ・ 障がい者団体等との意見交換会の実施
- ・ 市政に関する世論調査の実施（広報広聴課）
- ・ パブリックコメントの実施

7 策定スケジュール

平成29年	4月	利用者・事業者向けアンケート調査の実施
	5月	障がい者団体との意見交換会の実施
	6月	市政に関する世論調査の実施
	7月～	庁内策定委員会の開催（4回程度）
	8月～	社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会・障がい者自立支援協議会（各3回程度），宇都宮市発達支援ネットワーク会議，子ども子育て会議（各2回程度）の開催
	11月	計画素案の作成
	12月	関係部長会議，政策会議，パブリックコメントの実施
平成30年	2月	社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会からの提言
	3月	庁議付議，議会への報告，計画策定・公表